

## 第五章 急進社会党と圧力団体

### 第一節 はじめに

フランス急進社会党は、政党構造からみて、幹部政党である、というのが本書の主張である。ここでは、やはりその観点にたつて、フランス急進社会党と圧力団体の問題を説明してみよう。

圧力団体といっても、ここでのべられるものは、ふつう政治学で言われるものとは意味がすこし異なっている。それはおいおい明らかにするとして、まず、ふつう言われる圧力団体を定義することからはじめたい。

政党は権力を獲得しこれを行使しようとするのにくらべ、圧力団体は直接には権力の獲得、行使には参加しない。圧力団体は権力に圧力をかけるのである。圧力団体は権力にある者に影響を及ぼすが、圧力団体のメンバーを、少なくとも公的には、権力につけようとはしない。<sup>(1)</sup>

「圧力団体」のカテゴリーは、「政党」のそれほど枠の範囲がはつきりしない。政党は政治活動だけに専念する。けれども、圧力団体の大部分は、非政治的組織で、その活動の本質は、権力に対する圧力の行使ではない。あらゆる結社、あらゆるグループのほとんどが、ある領域の、ある範囲においてのみ、圧力団体とし

て行動するのである。<sup>(2)</sup>

では、なぜ、压力団体が压力団体としてクローズアップされるのだろうか。とくにその存在が政治的な意味における重要性をもち、政治学の主要な研究対象となりはじめたのは、二十世紀以後のことに属する。

辻清明によれば、その主要原因はつぎの三つの点に求められる。(一)代議制に対する利益集団の比重の増大、(二)政党の寡頭制化、(三)社会の各分野に対する政府の統制の強化、である。<sup>(3)</sup>

けれども、辻ののべている原因は、より現代的な問題である。二十世紀大衆社会の問題である。しかし、それ以前にも、辻の言うように、「政治に压力を加える社会集団は、あらゆる時代に存在した」のであって、フランス急進社会党の場合、そのような観点からの考察も必要だと思われる。

上林良一も「端的にいつて政党の凋落が压力団体の興隆を惹起する原動力となった<sup>(4)</sup>」とのべているが、政党の発生の源をたずねれば、压力団体が政党の生成、発展に寄与することもありえた、といえるのではなからうか。この場合は、压力団体といわず社会集団というべきかもしれない。ただ、後述の事情で压力団体とよぶことにするが、とにかく、フランス政治史においては、二十世紀大衆社会以前の压力団体の問題が起きてくるのである。

ブラウンは、フランスの压力団体を総括したなかで、第三共和制の政治は、大体において、議員による個人的な事柄であったこと、にもかかわらず、議員の自尊心の強さが压力団体の発展と増殖を強めたことに言及している。<sup>(5)</sup>

本章は、そのような事情を、以下において、論述してゆくことを目的とするものである。あらかじめ、結論をさきどりして定式化したのべれば、フランスの压力団体は、代議制そのものに密着して、政党の寡頭制

化以前におこり、政党の成長をむしろ助けた面もある、ということができよう。

フランス急進社会党は压力団体と切り離して論ずることはできない。急進社会党は権力についていることが多かったし、そうでなくても、権力の近くにたえず位置していたから、压力団体と関係をもつことが多かった。と同時に、急進社会党の、政党としての性格のあいまいさがある。急進社会党は、その時々、さまざまな性質の压力団体の対象にあることを、たえず免れることができなかった。<sup>(6)</sup>

急進社会党に影響をあたえた压力団体は、知的压力団体 (*groupes de pression intellectuels*) と物質的壓力団体 (*groupes de pression matériels*) の二つに分けられる。この二つの種類の压力団体の違いを簡単に記しておく、知的压力団体は、もっぱらイデオロギーや思想において急進社会党に压力を加えるのにくらべ、物質的壓力団体は、もっぱら経済的利害において压力を加える、というふうになる。それは、同時に、急進社会党のイデオロギーを前者が補強し、党の経済政策の面を後者が補強するという面と重なりあっている。

そして、知的压力団体が、急進社会党の左翼にあたるとすれば、物質的壓力団体は、急進社会党の右翼にあたる。急進社会党が左傾化する時には、あるいは右傾化する時には、かならずといってよいほど、これらの压力団体の影響によるところが大きい。

さらに、時期的な区分をしてみれば、知的压力団体が一九一四年以前まで、支配的影響を誇ったのにくらべ、物質的壓力団体は、それ以後において影響を大きくする。

以下、それぞれについて、検討してみよう。

(1) Maurice Duverger, *Sociologie politique*, Paris, 1967, p. 441.

(2) *Ibid.*

(3) 辻清明「プレッシュア・グループス」中村哲ほか編『政治学事典』平凡社、一九五四年、所収、一二二―四頁。

(4) 上林良一『圧力団体論』〔増訂版〕有斐閣、一九七六年、九頁。

(5) Bernard E. Brown, *Pressure Groups in France, The Journal of Politics*, vol. 18, no. 4, 1956, p. 702.

(6) Daniel Bardonne, *Evolution de la structure du parti radical*, Paris, 1960, p. 226.

## 第二節 急進社会党と知的圧力団体

知的圧力団体としてあげられるのは、フリーメイソン (franc-maçonnerie)、『教育連盟』(Ligue de l'Enseignement)、『人権連盟』(Ligue des droits de l'Homme)、『共和連盟』(Ligue de la République) である。

ここでは、他の知的圧力団体にくらべ、とびぬけて大きく、急進社会党と密接なつながりをもっているフリーメイソンをとりあげること限定しよう。他も重要であるが、規模も小さく、時期的にも限られているからである。

フリーメイソンとは何であろうか。フランスの政治学辞典によれば、フリーメイソンとは、「兄弟」と呼びあうメンバーが相互に扶けあうことを目的とする宗教的な、組織化された、秘密の性格をもつ組織である。彼らは市町村の一定の場所に集まる。それをロッジ (loge) というが、支部という意味である。

中世の建築 (石工) 業者組合の儀礼やシンボルを受け継いで、近世のフリーメイソンは十六世紀のイギリス

スに起源をもつ。博愛、瞑想、進歩を基本精神とする制度として、ブルジョワジーや開明的貴族を引きつけ、十八世紀にはヨーロッパ全体の国々に拡がっていった。

フランスでは大革命以前の知性の再生に大きな影響をあたえた。また、一七七三年創立の「フランス大支部」(Grand-Orient de France)は、十九世紀を通じて、政治的色彩の強い舞台となる。会員は、共和制の設立と強化に重要な役割を果たし、のちに、急進社会党結党後は、多数の幹部を送りこんだ。というのはフリーメイソンはカトリック教会と根本的に対立しているから、第三共和制期においては、反教権政策をとる急進社会党と緊密に結びつくことは、当然のことだからである。

現在では、自由主義カトリックとフリーメイソンの一定の部分が和解しようとしている動きもある。しかし、現在においても、反教権主義は「コンブの時も変らない」ともいわれている。<sup>(2)</sup>

以上の記述からもわかるように、フリーメイソンは政党ではなく、また政治結社であるともいえない。しかし、それにもかかわらず、一八七一年頃から、目立って、政治的な干渉をはじめたといえるのである。<sup>(3)</sup>

フリーメイソンが急進派とかかわりだすのは、一八八五年頃である、といわれている。それまでは、オポルチュニスト(Opportuniste)に関係をもっていたが、オポルチュニストの実業家、教会への接近は、フリーメイソンをオポルチュニストから遠ざけてゆくのである。<sup>(4)</sup>

以後、フリーメイソンと急進派(急進社会党設立は一九〇一年)の協調は続く。その協調は、一九三六年を境として、それ以前は緊密で大規模な協調、それ以後はまったく名目的なものというふうに二つの時期に区分される。

まず、一九〇一―一九三六年の期間からみてゆこう。急進社会党はフリーメイソンから、その期間、非常

に深い影響を受ける。しかも、それは、党の構造、党の幹部、政治行動などあらゆる面にわたっていた。<sup>(5)</sup>

グールドンは、それに関して、「急進社会党は、一九〇四―一九四〇年の間——コンブからグラディエまでの間——、多数の議員、フリーメーソンのロッジ、地方の委員会などの織りなすダイナミズムに支配されていた」とのべている。<sup>(6)</sup>

フリーメーソンは急進社会党の設立に大きく貢献する。<sup>(7)</sup> 事実、急進社会党を設立した共和改革行動委員会の前身である後援委員会のメンバーのうち大部分がフリーメーソンであった。<sup>(8)</sup> 一九〇一年の創立大会においては、一五五のロッジが党に加盟した。以後、フリーメーソンは急進社会党が各地域に根を張ってゆくための手助けをする。党の大会でいつものべられることは、フリーメーソンへの感謝であった。<sup>(9)</sup>

ただ、フリーメーソンの組織的加入が顕著にみられるのは、一九一〇年代までである。つまり、急進社会党の設立とその地固めにおいて、フリーメーソンは大きく貢献した。それは、党の骨組み、その統一、政治的方向について、他に例をみることができないような貢献をした。けれども、一九一四年以降においては、党の構造面における協力の緊密さはあまりみられなくなる。それは、急進社会党が、もはや成長の時代ではなくなったからである。<sup>(10)</sup>

フリーメーソンは組織だけでなく、人的な面でも急進社会党と結びついていた。一九〇八年のディジョン大会の執行委員会のメンバーのうち、フリーメーソンのしめる割合は表1に示めたとおりである。

そして、このようにフリーメーソンが多くいただけでなく、彼らが党の執行部を握っていたこと、また執行委員会を実質的に動かした議員やパリ代表のなかに多かつたことに注目しなければならない。<sup>(12)</sup>

急進社会党の著名なメンバーのうち、ブリッソン (Brisson)、レオン・ブルジョワ (Léon Bourgeois)、レ

表1 1908年執行委員会でフリーメーソンがしめる割合<sup>11)</sup>

	執行委員数 (人)	うちフリーメ ーソン (人)	比率(%)
下院議員	126	59	47
上院議員	37	27	73
地方議員	92	27	30
活動家代表	258	106	41
合計	513	211	41

ルタン (Pelletan)・コンブ (Combes)らがフリーメーソンである。注目しなければならぬのは、一九〇五年〜一九一二年の間は、党の委員長になった者は、すべてのフリーメーソンであった。<sup>13)</sup>このことから、フリーメーソンが急進社会党内でいかに大きな影響力をもっていたかがわかるのである。

したがって、フリーメーソンと急進社会党は、実際の政治行動においても密接に結びついていた。

第一に、二つの組織の協定なり連携は、しばしば表明された。

第二に、同一の政治問題(たとえば選挙法の問題)は、フリーメーソンのロッジや大会と、急進社会党の大会または執行委員会において、関連して討議された。このことをもって、ルドレ (Ludre)のように「フリーメーソンの決議は、急進社会党大会の決議に先行し、それを支配し、急進社会党大会の決議は、閣議のすぐ前にあり、閣議の支配した」ということをためらわぬ者もある。<sup>14)</sup>

第三に、それは、もつと具体的に、選挙においてもあらわれる。フリーメーソンが、とくに効果的に、選挙に影響をあたえたものとして、一九二四年選挙と一九三二年選挙をあげることができる。<sup>15)</sup>

では、つぎに、一九三六年以降のフリーメーソンと急進社会党の関係をみておこう。簡単にいえば、二つの組織の間に、ある程度の分離がおこってくる。それは、第二次大戦後、いっそう激しくなる。

すなわち、一九三六年になって、「フランス大支部」が、急進社会党から社会党へと、地すべり現象をおこ

すのである。十九世紀の終りにおいて、フリーメイソンが、オポルチュニストから急進社会党に移ったのちちょうど同じように、今度は、社会党の方へ移っていったのである。このようにして、第二次大戦後においては、急進社会党とフリーメイソンは異なった政治方向をとるようになってしまった。<sup>(16)</sup>

ただし、個人的つながりという関係は存在していた。その一番よい例が、戦前から急進社会党員であったエリオ (Herriot)、デルボス (Delbos)、マロセリ (Maroselli) らが、戦前期の議員フリーメイソン委員長であったラマディエ (Ramadier) を支持して、一九四七年一月の彼の連立内閣組閣にあたって、デルボスとマロセリが入閣した例であろう。<sup>(17)</sup>

さて、以上検討したように、急進社会党の歴史を通じて、フリーメイソンとのつながりはかなり密接なこととはわかるのだが、完全な併合はなかったことに注意しなければならない。

一九一四年以前でも、フリーメイソンが急進社会党を一手に指導したとはいえない。フリーメイソンは、急進社会党を引きずろうとして、失敗したこともよくあった。たとえば、一九一〇年のルーアン大会では、比例代表制に関して、フリーメイソンはその新しい方式に賛成であることを表明していたのに、大会はまったく反対のことを決議したのである。<sup>(18)</sup>

また、「フランス大支部」が、社会党と連携するために、一九三六年、急進社会党から離れてゆくのも人民戦線の経験を通してであった。<sup>(19)</sup> フリーメイソンは、もともと、急進社会党と社会党の絆になることによって、人民戦線の形成に大きく貢献していた。二つの政党の敵対性からいって、この仕事は決して小さく評価されてはならないだろう。<sup>(20)</sup>

しかしながら、すでに一九三四年には、フリーメイソンが公共の大事業（電気、銀行、保険）が国有化さ



れることを要求するなど、資本主義に対して活発な批難を強めたことに耐えられなくなり、七〇〇人の急進社会党員がフリーメイソンを離れていることも、忘れるべきではない。

このことを、多少図式化すれば、急進社会党の右傾化がフリーメイソンの左傾化をよびおこし、フリーメイソンの左傾化が急進社会党の右傾化をよびおこした、という関係がなりたつのである。

フリーメイソンに対する急進社会党の自立の意思は、時としてはっきりと表明された。たとえば、一九三四年のクレルモン・フェランの臨時大会で、前書記長が「急進社会党は社会党に追隨してはならない」という定式をさらに発展させて、「急進社会党はフリーメイソンにも追隨してはならない」と主張したのである。

このように、急進社会党とフリーメイソンのつながりは絶対ではなく、二つのつながりは基本的には反教権主義——政教分離(1a1c1e)においてであるといえよう。だから世俗化の問題がしだいに解決されてくると、あるいは急進社会党がそれに熱意を失ってくる、そのつながりは弱まってきた、といえよう。また、急進社会党が中央右派の政党へと移行してきたこと、物質的圧力団体へますます増加する気づかいは、両者のつながりをいっそう弱めていったのだ。

- (1) 「教育連盟」なごうは Katherine Auspitz, *The radical bourgeoisie: The Ligue de l'Enseignement and the origins of the Third Republic 1866-1885*, Cambridge, 1982. なごうは 5。
- (2) 以上の記述は、この二つのフランスの政治学辞典の要約は、H. Coston, *Dictionnaire de la politique française*, Paris, 1965, pp. 458-460. A. Akoun et al., *Dictionnaire de politique*, Paris, 1979, p. 142.
- (3) D. Bardonnet, *op. cit.*, p. 228.
- (4) オポルチュニスト、保守派、急進派の動向は、G. Bourgin, *La troisième république 1871-1914*, Paris, 1950, pp. 74-91. François Goguel, *La politique des partis sous la III<sup>e</sup> république*, 1946, 1958, pp. 58-60. 中木康夫『フランス政治史』(上) 未来社、一九七五年、二四七～二七九四頁。横山信『フランス

政治史』福村出版、一九六八年、四一〜四八頁。

- (5) Bardonnnet, *op. cit.*, p. 230.
- (6) Alain Gourdon, *Le parti radical, in sous la direction de Maurice Duverger, Partis politiques et classes sociales en France*, 1955, pp. 219-220.
- (7) M. Duverger, *Les partis politiques*, Paris, 1951, 1967, pp. 176-177. Duverger, *Sociologie politique*, p. 483.
- (8) Bardonnnet, *op. cit.*, pp. 230-231.
- (9) *Ibid.*, p. 231.
- (10) このことは、急進社会党の得票数からもわかる。以下、急進社会党の該当期間の得票数の推移をしめしておこう。

表2 急進社会党得票数

年	得票数
1902年	853,140
1906	2,514,508
1910	1,727,064
1914	1,530,188
1919	1,420,381

M. Duverger, *Constitutions et documents politiques*, Paris, 1957, 1974, pp. 398-400.

- (11) Bardonnnet, *op. cit.*, p. 232. より作成。
- (12) 執行部のメンバーの内訳は、党副委員長十六人中、十三人、書記長十六人中六人がフリーメイソンであった。セーヌ県連合会の代表、二二人中、十九人、パリ在任の連合会代表、七四人中、四五人がフリーメイソンであった。*Ibid.*, p. 232. 連合会については第三章、六五―七〇頁参照。
- (13) *Ibid.*, pp. 232-233.
- (14) *Ibid.*, p. 236. 石原司「急進派とその政治行動」山本桂一編『フランス第三共和制の研究』有信堂、一九六六年、所収、三二頁参照。バルドネが引用しているのは、筆者は未見であるが、次の書である。Ch. Ledrèe,

- La franc-maçonnerie*, 1956.
- (15) Bardonnnet, *op. cit.*, p. 237.
  - (16) *Ibid.*, p. 238.
  - (17) *Ibid.*, p. 239.
  - (18) *Ibid.*, p. 240.
  - (19) *Ibid.*, p. 240.
  - (20) Peter J. Larnour, *The French Radical Party in the 1930's*, Stanford, 1964, pp. 37-38. なお、人民戦線と急進社会党の関係についてのすぐれた研究として、渡辺和行「フランス人民戦線形成過程をめぐる一考察」(一)(三)『法学論叢』第一〇八巻、五号、第一〇九巻、一号、二号(一九八一年二月、四月、五月)がある。
  - (21) Bardonnnet, *op. cit.*, p. 241.
  - (22) *Ibid.*, p. 241.
  - (23) 政教分離の法律的側面からの研究は千々和義信「フランスにおける政教分離制度の成立」『関西大学法学論集』第三一卷第六号(一九八二年、三月)が労作である。
  - (24) Bardonnnet, *op. cit.*, p. 242.

### 第二節 急進社会党と物質的圧力団体

すでにのべたように、知的圧力団体は、基本的には、急進社会党の左翼にかかわり、この党の右翼は、物質的圧力団体の影響をしばしば受けやすい。急進社会党が右傾化すればするほど、知的圧力団体の影響が弱まり、物質的圧力団体の影響が大きくなるのである。

ところで、急進社会党は「地方主義」の政党であるから、各地方の小さな地方利益を主張する圧力団体の影響を著しく受けていることはいうまでもない。プジャード運動 (mouvement Poujade) に対する急進社会党の態度もそのことをしめしている。プジャード運動が地方利益の圧力運動という性格をもっているかぎり、急進社会党の態度はあいまいにならざるをえない。プジャード派の「商人・手工業者擁護同盟」(Union de Défense des Commerçants et Artisans) (略称は「U. D. C. A.」) が強く浸透している地域では、選挙戦術を考慮して、それを支持する必要もあった。

しかし、急進社会党は地方利益だけとりあげるのではない。与党でもあり、国家権力の側につくわけである。<sup>(3)</sup> これらの問題はこまかくとりあげることは、重要ではあるが、不可能なので、以下においては、全国的に組織されていて、しかもまた、プジャード運動のような一時的なものではなくて、継続的な組織にかぎってゆてゆくことにしよう。

これらの圧力団体で主要なものは、「農業振興全国協会」(Société Nationale d'Encouragement à l'Agriculture)、「マスキューロー委員会」(Comité Mascraud)、「経済利益連合」(Union des Intérêts économiques) である。以下、それぞれについて検討しよう。

「農業振興全国協会」は、急進社会党が結びついた最も古い組織である。急進派があまりにも緊密に結びついているので、準急進派 (para-radical) とよばれる。それは、ティエール (Thiers) (第三共和制初代大統領) が、一八七二年、大土地所有者を結集してつくった「フランス農業協会」(Société des Agricultures de France) に対抗して一八八〇年、レオン・ガンベッタ (Léon Gambetta) の働きかけによってつくられたものであった。したがって、それは、はじめから君主や領主に対抗するための組織であった。フランスの

農業組織の歴史は、農業をめぐる諸階級の対立の歴史である。これらの組織、問題、イデオロギーは諸階級の矛盾を反映していた。<sup>(4)</sup>

「農業振興全国協会」は急進社会党に対<sup>(5)</sup>する圧力団体というより、急進社会党のため<sup>(6)</sup>の圧力団体であった。それは、たんに急進社会党の選挙網になったというだけでなく、資金源にもなった。そして、それは、地方において、協同組合とか信用金庫のような機能をはたしていたこともあつて、圧力団体を超えて、有形無形の援助を急進社会党にもたらしたといえるであらう。<sup>(5)</sup>

「マスキュロー委員会」は、正式の名称を、「商工農共和委員会」(Comité républicain du Commerce de l'Industrie et de l'Agriculture)であり、創設者マスキュローの名をとつてそう呼ばれている。この組織が、三つの圧力団体のうちで、もっとも急進派的である。一八九八年、メリーヌ (Meline) の保護貿易主義が、大実業家のみにか利益にならないのを、くいとめるために結集された、中小企業者の組合である。「マスキュロー委員会」は、選挙資金を援助しながら、急進社会党と中小企業者のなかだちをするということをし、基本的な任務としていた。<sup>(7)</sup>だが、それは、多数の下部機関をもつていたことや、フリーメーソンとの密接な関係をもつていたこともあつて、その政治的、選挙的な影響は、経済的な面を超えていた。一九一四年以前は、そのことが、とくにはなはだしかった。<sup>(8)</sup>

急進社会党と「マスキュロー委員会」のつながりをまず人的な面からみてゆこう。創設者マスキュローは、宝石商であつたが、同時に、セーヌ県選出の上院議員であり、そのうえ一九〇一〜一九一三年の間、急進社会党の執行委員会における権利代表たる位置を確保していた。彼だけでなく、「マスキュロー委員会」のその他多数のメンバーが権利代表であつた。<sup>(9)</sup>ここで、権利代表とは何か説明しておこう。執行委員会のメンバー

になる資格として、権利代表 (les membres de droit) と選出代表 (les membres élus) があり、権利代表は執行部の推せんによるもの、あるいはもともとそういう権利をもっている代表であり、選出代表は下部機関から選出された代表である。急進社会党の場合、権利代表のほうが数も多く、勢力をもっていた。<sup>(10)</sup> このことから、「マスキュロー委員会」が急進社会党に内部から影響力を行使していたことが理解できるであろう。<sup>(11)</sup> ところで、一九一一年頃から、急進社会党左派が社会主義者と結託しだしてから、「マスキュロー委員会」は急進社会党だけの支持を引込めることになり、執行委員会のメンバーも減ってくる。しかし、著名な人たちとの人的なつながりはなくなったわけではなく、その後も続き、戦後にまで及ぶのである。<sup>(12)</sup>

「マスキュロー委員会」は、急進社会党の選挙活動には選挙資金を出すことによって、協力した。しかし、ここにも変化がある。すなわち、一九〇二年、一九〇六年の選挙においては全面的に協力するのだが、一九二四年の左翼連合に参加した急進社会党に対しては、支持を引込めてしまうのである。<sup>(13)</sup> そのことがまさに影響して、急進社会党は右傾化<sup>(14)</sup>してゆく。急進社会党がポワンカレ内閣に参加したのは、「マスキュロー委員会」に気がねしたあらわれが一つの要因になっている。<sup>(15)</sup>

要するに、マスキュロー委員会は、初期において、急進社会党のみを支持していたのだが、経済利害団体の特質として、しだいに他の右派の政党も支持するようになり、そのことがまた急進社会党の右傾化を招くのであった。

「経済利害連合」は、他の二つが、ある程度、準急進派、言いかえれば、傍系団体的な性格をもっているのにくらべ、これは純然たる圧力団体である。つまり、実業界の一般的な見地から、およそ政治権力にかかわるすべての機関に、圧力をかけてゆくののである。急進社会党も利用される政党の一つにすぎない。一九一〇

年に設立され、主として大実業家を結集した。組織の大きさにものをいわせて、公権力や政党に、もつとも強く、もつとも直接的な、压力を行使した。<sup>(16)</sup>

「経済利害連合」は、選挙の時に、選挙資金によって、急進社会党に強力な压力をかける。彼らが急進社会党を援助するのは、彼らが急進社会党の政策を全面的に支持するからではなく、ただ急進社会党が極左と連合するのを妨げるためにそうするのだった。<sup>(17)</sup>

例を人民戦線にとつてみよう。人民戦線の綱領はトラストの国有化をうたつてはいなかったけれど、実業家たちには、その前奏曲ではないか、と恐れさすのに十分であった。人民戦線のその後の過程が、実際には、企業家の自由の原則に打撃をあたえることができなかつたのは、「経済利害連合」が、急進社会党の議員に、精力的に働きかけたことが、重要な原因であつた、といわれている。<sup>(18)</sup>

第二次大戦後は、「経済利害連合」にかわつて「行政経済研究センター」(Centre d'Etudes Administratives et Economiques)が実業界の資金援助の機関になつた。共産党の代議士によれば、一九五一年の選挙において、急進社会党議員は前議員が五十万フラン、元議員は、百万フランを受取つたという。一九五六年からふたたび「経済利害連合」が資金援助の中心になる。<sup>(19)</sup>

(1) 参照、第三章。

(2) プシヤード運動については、Stanley Hoffmann, *Le mouvement Poujade*, Paris, 1956. Philip Williams, *La vie politique sous la IV<sup>e</sup> république*, Paris, 1971. pp. 264-276. 中木 前掲書(中)、二六六～二七五頁。

(3) Bardonnnet, *op. cit.*, pp. 263-265. S. Hoffmann, *op. cit.*, pp. 366-368.

(4) H. Mendras, *Les organisations agricoles et la politique*, *Revue française de science politique*, 1955. pp.

- (5) Bardonnet, *op. cit.*, pp. 250-251. Cf., Suzanne Berger, *Peasants against Politics*, Cambridge 1972, p. 39.
- (6) アルフレッド・マスキュロー (Alfred Mascuraud) は、一八四八年、パリに生まれる。普仏戦争 (一八七〇—一八七一年) にはパリ防衛に従軍する。一八七一年、父親が創立した宝石工場の経営を引きつぐ。一八七三年にはパリで宝石商組合をつくり、のちに会頭となり一九〇二年までその職にあった。一八八七年には、パリ第三区共和委員会委員長として、下院選挙でブーランジェ將軍と争い、大敗する。終身上院議員になったのは、一九〇五年で、一九二六年死亡す。 *Dictionnaire des parlementaires français*, tome VII, Paris, 1972, p. 2396.
- (7) Bardonnet, *Ibid.*, p. 251. Henry W. Ehrmann, *La politique du patronat français*, Paris, 1959, p. 192.
- (8) Bardonnet, *Ibid.*, p. 252.
- (9) *Ibid.*, p. 252.
- (10) *Ibid.*, pp. 98-101. イギリスの急進派の「バーミンガム自由連盟」も、執行委員選出に権利代表と選出代表のような、推薦委員と公選委員の区別があった。池田清『政治家の未来像——ジョセフ・チェムバレンとケア・ハーデイ』有斐閣、一九六二年、二六—二七頁。
- (11) もとより、執行委員会の大半は権利メンバーたる議員によってしめられていたことを忘れるべきではない。第四章、一〇七—一〇八頁、参照。
- (12) Bardonnet, *op. cit.*, pp. 252-253.
- (13) *Ibid.*, p. 254.
- (14) この左翼連合と急進社会党の関係については、F. Goguel, *op. cit.*, p. 545.
- (15) Bardonnet, *op. cit.*, p. 255.
- (16) *Ibid.*, p. 256.
- (17) *Ibid.*, pp. 258-259.
- (18) *Ibid.*, pp. 260-261. Goguel, *op. cit.*, p. 519.
- (19) *Ibid.*, pp. 261-262.



#### 第四節 おわりに

以上のように、急進社会党と圧力団体の関係を、知的圧力団体と物質的圧力団体に区分しながら論じてきた。

しかし、この区別はある意味では正しくない。何故なら、それは以下にのべることも関連するのだが、イデオロギーだけの圧力とか、経済利益だけの圧力というものは、本来存在しないからである。

たとえば、知的圧力団体が、圧力をかけるとしよう。その場合、その圧力は政策になることを要求する。政策は実行されねばならない。すなわち行動が必要となる。行動とは全体であり、たんなるイデオロギーでも経済的利益でもない。このことからわかるように、知的圧力団体の圧力は、たんなるイデオロギーだけに圧力をかけているのではなく、一定の政治的事実をひきおこしているのである。物質的圧力団体も同じことで、どちらも、政治的事実をひきおこすのである。

したがって、急進社会党と圧力団体との関係を考えるためには、イデオロギーか経済的利益か、と先天的に区別するのではなく、具体的な政治状況のなかで、どの圧力がどれだけの有効さをもって機能するか、みなければならぬのである。

しかし、これ以上、この問題を考察する能力も時間もないので、以下においては、圧力団体と急進社会党の関係において、政党構造のうえでの問題点を指摘することにとどめたい。

まず、第一に、急進社会党と圧力団体の人的つながりが非常に大きい。ということである。物質的圧力団

体のところでのべたマスキュローはその典型的な例である。これは圧力をかけるうえで、単純なやり方であるが、効果的であり、直接的である。

第二に、本章でのべたこれらの圧力団体のうち大半は、急進社会党の育て親であったという事実である。とくに、フリーメーソンは、党組織や党勢力を拡大することに絶大な努力をするのであった。このような団体を、圧力団体とよいかどうか、という問題が出てくるといえよう。

第三に、それと関連するが、これらの圧力団体は、デュヴェルジェもいうように「ある領域で、ある範囲においてのみ、行動する」という禁欲がなかつたということである。<sup>(1)</sup>それらは、あるものは宗教を超え、あるものは農業を超えて、急進社会党に介入してくるのだった。

以上のような傾向から免れているといえるのは、「経済利害連合」だけである。あとは多かれ少なかれ三つの傾向をもっていたのである。

しかし、ここで強調したいのは、圧力団体としての問題性ではない。そうではなくて、急進社会党の政、構造の間である。すなわち、上述の三つの傾向を裏返せば、それはそのまま、いかに急進社会党の政、組織が脆弱であり、急進社会党は幹部政党のタイプに属する、ということを示しているからである。急進社会党は、この意味でも、組織政党になりえない構造的特徴を有していた、といっても過言ではないだろう。

(1) Duverger, *Sociologie politique*, p. 441.

(2) その意味で、アメリカの圧力団体の無党派性に注目したい。内田満『アメリカ圧力団体の研究』三一書房、一九八〇年、とくに八七―九二頁、参照。

## 第六章 アベ・ルミール小論

### ——十九世紀末フランス政治史の一側面——

#### 第一節 はじめに

フランス第三共和制期におけるもつとも支配的な政党はフランス急進社会党である。ところで、フランス急進社会主義者の原点ともいうべきベルヴィル綱領は、周知のように、出版と結社の自由、普通選挙の完全実施、教会と国家の分離、財政改革、非宗教的無償義務教育、常設軍の中止を掲げているが、M・デュヴェルジェの言う「十九世紀のもつとも代表的なプチ・ブルジョアジーの政党」<sup>(1)</sup>の綱領として考えてみた場合、プチ・ブルジョアジーの政党として普遍的な課題と、その政党独自の課題があると思われる。フランス急進社会党の場合、この独自の課題として、教会と国家の分離、非宗教的無償義務教育が考えられる。あとは十九世紀のプチ・ブルジョア政党ならほどこでも多かれ少なかれその政党の課題となっているものである。ただし、カトリック勢力の強い国では、教会と国家の分離の問題が一般に提起されていることは事実である。

それにしても、何故、フランス急進社会党がこの独自の課題を提起し、また実現させていったのか。実は、ここに、フランス急進社会党の重要な問題点があるのではないか、と最近考えるようになった。フランス急

進社会党の歴史を調べてみると、その党のもっとも華やかな活動は大体一九一四年頃までであったことがわかる。この党が第一次大戦後凋落していった主要な原因は、ふつう、この党が反教権主義の課題を果たし、目標を失ったからだといわれている。そうすると、この独自の課題こそがフランス急進社会党の中心的課題だった、といつてよいことになる。少なくとも筆者はこの独自の課題のほうが最近気にかかっている。しかも独自の課題のようにみえて、実は根本的な問題なのかもしれない。

「心臓は左、財布は右」という言葉で語られるフランス急進社会党のまさに心臓的問題は反教権主義であると考ええる。だがそれは裏を返せば、教権主義が急進社会党に対して精神的に戦わなければならぬ対象であったことを意味する。教権主義がそれだけ重要で強大だったことを意味する。そうだとすれば、教権主義、言いかえればカトリック勢力を明らかにしないかぎり、急進社会党の存在理由は抽象的なままにとどまってしまう。そこで、本稿は、政党構造の問題はさておき、以下において、十九世紀末のカトリック勢力の動向を追求することを主要なテーマとする。そして、この動向に密接に関連する「民主主義司祭」(Abbes Démocrates)とよばれるグループの代表的人物であり、ノール県選出の下院議員を連続八期つとめた司祭議員でもあるルミール司祭(Abbé Lemire)を考察することを、直接の目的にしようと思う。「民主主義司祭」と急進派が根本的に対立するものでありながら、意外と同じような課題をかかえていたとすれば、そこに十九世紀末のフランス政治史の問題点が浮かびあがってくるであろう。

(1) Maurice Duverger, *Les partis politiques*, Paris, 1951; 6<sup>e</sup> ed, 1967, p. 17.

(2) Jean-Marie Mayeur, *Les débuts de la III<sup>e</sup> république*, Paris, 1973, p. 196.

## 第二節 政治史的背景

一八九二年、レオ十三世 (Leon XIII) による歴史的回勅「レールム・ノヴァールム」(Rerum Novarum) が出たことよってフランス・カトリック勢力の第三共和制への「和解」(Ralliement) (ラリマン) の気運が決定的となり、それが一八九三年の選挙に影響をあたえる。それまでの政治的文派を考慮して単純化すれば、共和派が左右へ分岐しはじめたことであり、左は急進派フランス社会主義者、右はオポルチュニストやモデル(穏和派)ということになる。以上が大前提であるが、問題はカトリック勢力が「ラリマン」を行なったのは後者のいわゆる右派共和主義者との間であって、それまでの反共和主義勢力がすべて共和制と「和解」(ラリマン)したわけではないことである。たとえばフランスの西部ではカトリック王党派 (royalistes) が一八九七年の選挙でも激しく争っている<sup>(1)</sup>。一八九三年の選挙では「和解派」(ralliés) は三十議席しか獲得できなかった。だが多数の右派共和派が構成する「与党共和主義者」は三百十一議席を獲得した。一方社会主義者は十議席、急進派は百四十議席を数えることができた。「和解派」の代表的人物であるアルベール・ド・マン (Albert de Mun) やジャック・ピウ (Jacques Piu) は落選する。このような結果は「ラリマン」の政治的效果の弱さをしめすようである。だが、十九世紀末の政治史的観点から長期的にみれば決してそうではない。ゴゲールの言う「秩序派」(Ordre établi) は、一八九三年の選挙以降、もはや共和制という一つの制度の敵対者であることをやめる。この第三共和制における一つの転換期をつくりだしたのが「ラリマン」なのである<sup>(2)</sup>。それに本稿の中心人物であるルミールは初当選をノール県で果たしているし、マンやピウものちの補欠選挙で当選する。

こうして、新議会の最初より政治的クリマは一変する。急進派は内閣を去りシャルル・デュジュイ(Charles Dupuy)は大統領を辞任する。このことは内閣がめずらしくモデルの共和主義者のみで構成されることになったことを意味する。ということは急進派や社会主義者の攻撃を浴びることになるから、以前保守派であった勢力の支持を頼りにすることになる。このようにして、一八九三年の選挙以降、「秩序派」と「運動派」の構成や議会内における関係が、第三共和制の初期より異なってくる。「秩序派」は、以後、「君主主義者」(monarchistes)よりもプログレシストやモデルによって構成されるようになる。この時期におけるもつとも代表的な内閣は、一八九六年から一八九八年にかけてのメリーヌ(Meline)内閣である。メリーヌはモデルによる同質的な内閣をつくるが、その存在理由は、レオン・ブルジョア(Léon Bourgeois)によって着手された「賢明なる実際的な社会主義」の改革や所得税改革を遠ざけてしまうことであつた。べつに立法改革をしたのではないにせよ、メリーヌはカトリック勢力に対して非常に妥協的な態度をとつた。彼は、一八九七年に、「選挙人の飢えを紛らわすための急進派の戦術である反教権主義」を押し返したと宣言することになる<sup>(3)</sup>。

だが、それにもかかわらず、このような政府の態度によつて世論における反宗教的感情と教権主義的傾向との対立は弱化することはなかつた。その時期の動向の中心的な要素は「ラリマン」であつた。以下、それについて追跡してみよう。十九世紀末まで、カトリック勢力は「君主主義」の大義に深く関わつていた。カトリック勢力は共和主義者の反教権主義的綱領と戦うことに満足せず、それ以上に、共和制そのものに対して不屈の敵対心を燃やしていた。一八八七年のルーヴィエ(Rouvier)内閣の仲介も、彼らにとつてみれば対立を激しくさせるだけの欺瞞でしかなかつた。したがつて、大部分のカトリックは、ブーランジュ主義者の運動が共和制と対立するにいたつた時、その陣営に参加した。その後におけるオポルチュニストの優越と急

進派の一定の後退は、教会と共和制の間の妥協の試みに好意的なクリマを作り出した。冒頭にのべた九三年の『レーラム・ノヴァールム』が出る以前、すでに、レオ十三世は、彼の希望として、教会の利害の擁護と純粋に君主主義的あるいは政治的問題との間の混同を避けたい、と公言してきていた。ブーランジェの失敗以後、教皇には、状況がこの問題について世論にはつきりと訴えるのに有利になったように思われた。というのは、モデルの共和主義者が、急進派に対して、自分達を強化するために熱心に再編成をしようとしていたからである。しかも急進派は当面するカトリックとモデルの接近を妨害できるほど強くはないように思われた。

このようにして、共和制という制度を受けいれることによって、カトリック勢力は立法を変えてゆくやりを選択した。それこそレオ十三世によって追求された課題だった。つまり、教皇は、教会と時として宗教に敵対的な教育との間に何の接触もないまま、学校制度が強化されてゆくことに不安を抱いたのであった。のみならず教皇は資本主義の発展が西欧諸国に及ぼす問題についても自覚していた。彼は、『レーラム・ノヴァールム』において、カトリック教徒たちは現代社会の問題を解決すべく専念せねばならない、そのためには労働組合をつくり、労働者の保護と労働条件の集団的規制をしなければならぬ、とのべた。彼はこの問題に関して国家にその使命があることを認めた。それは当時の自由主義の理論家たちが国家に対して認めたよりはるかに大きな分野にわたっていた。ここに、カトリックによる対応は資本主義世界に対するたんなる反動である、としてすますことのできぬ問題があった。だから、「ラリマン」の問題は、十九世紀末に社会主義者の登場によって顕在化する社会問題とも関連して提起されてきた、といえよう。もちろん社会主義者が成功しなかったように、カトリックからの社会問題の提起も実現しなかった<sup>(3)</sup>。だが、そこに、本章でとりあ

げる、「社会問題」を積極的にとりあげた「キリスト教民主主義者」のルミール司祭に接近する視角もあるわけである。

- (1) André Siegfried, *Tableau politique de la France de l'ouest sous la III<sup>e</sup> république*, Paris, 1913; 2<sup>e</sup> éd., 1964, pp. 191-192.
- (2) François Goguel, *La politique des partis sous la III<sup>e</sup> république*, Paris, 1948; 4<sup>e</sup> éd., 1958, pp. 71-75.
- (3) J.-M. Mayeur, *op. cit.*, pp. 212-217.
- (4) F. Goguel, *op. cit.*, pp. 77-79.
- (5) J.-M. Mayeur, *op. cit.*, p. 195.

### 第三節 カトリックの適応

この節ではフランスにおけるカトリック勢力の内部に立ち入って考察してみよう。「ラリマン」とは、前節で多少とも触れたように、一つにはカトリックがモナルシストと手を切ることを幾度もはつきりとした言葉で表現した規範であり、他方で、公衆には明言しなかったにせよ内部の幹部にはしばしば表明された、宗教の争いを留保して、カトリック勢力とモデルの共和主義者の結集をはかること<sup>(1)</sup>にあった。

ところで、フランス国内における「ラリマン」支持のカトリック教徒たちは、三つのグループに大別される<sup>(2)</sup>ことに注意を向ける必要がある。第一のグループは、新しく成長しつつある勢力であるが、「キリスト教民主主義者」(Democrates Chrétiens)たち。彼らは労働者階級に熱心な眼を向けた。その典型的なものが「民主主義司祭」<sup>アン・デモクラット</sup>たちであり、本章の「はじめに」でのべたとおり、ルミールは当然このグループに属する。



「民主主義司祭」は政治的には「自由カトリシズム」(catholicisme liberal)の一部を継承するが、経済的な観点ではまったくそうでないことが重要である。この点についてはおおいのべてゆこう。つぎに、第二のグループは、イデオロギー的な君主主義<sup>モナルシズム</sup>はあまりに復古主義であるから嫌い、共和制に順応してゆこうとする社会的には保守主義の立場をとる人たち。のちにのべるノール県の経営者層がその例である。第三のグループは、教皇に信心深く従う人たちで、彼らは、「ラリマン」が共和制に対する抵抗よりも教会に利する、と考えて、その政治的妥協を支持する。このグループはラ・トゥール・デュ・パン (La Tour de Pin) 侯爵やアルベール・ド・マン伯爵のいくぶんか貴族的な「社会カトリシズム」の信奉者であった。ただし、ラ・トゥール・デュ・パンは「ラリマン」を支持しなかった。

三つのグループが「ラリマン」に連合するとしても、それはやっかいな連合であった。第二のグループに属する保守的な政治家たちは例外もなく経済思想においては自由主義であった。彼らにとってレオ十三世の指示はキリストの神話であり、彼らにはネガティブなものとしてしか意識されておらず、その効用は、ただ教会をして古くからの世俗への執着をさせている習慣をゆつくりと変更させていくところにあつた。<sup>(3)</sup>このグループと「キリスト教民主主義者」や「社会カトリシズムの立場」に立つ人たちが容易に手を結ぶことができぬのは当然であろう。それは、フランス革命以後、共和制に敵対してきたカトリック世界の十九世紀末の政治社会への適応の困難さと複雑性をしめているわけである。ここで留意しておきたいのは、ローマ教皇レオ十三世の立脚点である。教皇が「ラリマン」政策を打ち出してきたのは三つの背景がある<sup>(4)</sup>とされる。第一に、ヴァティカンの国際政治における外交的孤立。第二に、現代世界における精神的権威の回復。第三に、「ローマ教会の長女」<sup>(5)</sup>であるフランスにおける教会の嘆かわしい位置と条件であった。したがって、レオ十

三世のこのような背景にもとづく対応と、フランス・カトリックの諸グループの様相が、「ラリマン」の動向を規定してゆくののである。

フランスのカトリック内部における対立は、一定の歴史的経過がある。すなわち、十九世紀を通して「ガリカニスム」(Gallicanisme)と「<sup>ウルトラモンタニスム</sup>教皇至上主義」(Ultramontanisme)の対立がみられる。「ガリカニスム」とは、古く一六八二年に聖職者に対する王の支配権を拡大するために、ポツシユエ司教などが四か条にまとめた「ガリカン教会の自由条項」にその精神の起源を見出す。どちらかといえばローマ教皇に対してフランス・カトリックの相対的独自性を主張する。これは十九世紀後半になって原初の意味から離れて単にウルトラモンタニスムに対立するものという意味をもつようになる。その意味で「自由カトリシスム」が重要である。「自由カトリシスム」はラムネー (La Mennais) によって一八二〇〜三〇年代に発展させられた。ラムネーの思想は幾多の遍歴をたどるわけで、最初はウルトラモンタニストとして、いかにローマ教皇の絶対的な権威のために新しい確固とした基礎をおくか、というところから出発し、彼の行きついたところは、教会が未来の社会の形成に参加したければ教会が自由<sup>(6)</sup>にむかうことがどうしても必要である、という地点であった。そのために必要な自由として、良心と宗教の自由、教育、言論、結社の自由を列挙し、中央集権主義の廃止と国家と教会の分離を求めた。だが、残念ながら、当時の大多数の自由主義者はカトリックではなかった。ラムネー自身の考えの中にも、自由とカトリックは対立する面をもっていた。カトリック内部の自由主義的解釈は、一部の下級の司祭を除いて内側からの支持をえることはできなかったし、外側からの支持もありえなかったわけである。一八三二年八月三十日、ラムネーはミュンヘンで回勅「ミラーリ・ヴォス」(Mirari vos)が出たことを知らされる。それは、名指しではないが、諸々の自由とか、既存の体制に攻撃を加えるよ

うな諸理論、さらに教会と国家の分離などの諸思想を、すべて非難するものであった。その後、ラムネーは決定的に教皇と分裂し、教会を離れ、社会主義的革命的テューゼを掲げるようになるが、教会を離れては影響力もなく、一八五四年、忘れられたまま世を去ることになる。ラムネーの宗教政策は半世紀早すぎたということができよう。とはいえ、ラムネーは、五十年以上のちに出でくるマルク・サンニエ (Marc Sangnier) とならんで、正当な意味で「キリスト教民主主義」の創始者<sup>(8)</sup>であった。

ウルトラモンタニスムとは、読んで字のごとく、山 (アルプス) を越えてローマのほうへ、すなわち国家の要請を教会の要請に従属させて教皇を強力に支持する立場のことを言う。十九世紀の前半ではウルトラモンタニストは教皇庁と同じく反共和制思考をもち、モナルシストと手を結ぶ。ただ、社会問題となりつつある労働者の窮状に対してカトリシスムの立場から救わねばならないとして、上からの救いの方向であるにせよ、「社会カトリシスム」が出てくる。さきにのべたようにラ・トゥール・デュ・パンやアルベール・ド・マンがこれを代表する。また、ウルトラモンタニスムの流れをくむ下部組織に属する司祭のなかから出てくる立場で、現実の社会問題に専念し、レオ十三世の回勅「レールム・ノヴァールム」や「オ・ミリュール・デ・ソリシテュッド」 (*Au milieu des sollicitudes*) によって公認される、下からのカトリシスムによる社会問題への接近する立場を「キリスト教民主主義」とよぶ。もともと「社会カトリシスム」と「キリスト教民主主義」をそれほど明確に区別できるわけではないし、以下にのべるように関連している。

したがって、アルベール・ド・マンが、第三共和制の初期から労働者大衆の運命に関心をもち、パターナリズムの立場から労働条件について議論することをすでに容認する立場にたっており、レオ十三世がフランスのカトリックに望んだとおり共和制と「和解」することにド・マンが同意したとしても、最初の政治生

活を「モナルシスト」として出発した彼は、最後まで貴族主義的・権威主義的観念を変えようとはしなかった。<sup>(9)</sup>「われわれは形式を受けいれる。しかし、われわれは実体を変えようと思う」とはド・マンが九二年の五月にヴァチカンを支持して演説したことばであるが、ここにおける実体とは共和制のことなのである。

ルミールが信奉する「キリスト教民主主義」の理念は、フランスにおいては一八九〇年代に発達したが、それはおおむね三つの出来事によって鼓吹されたといえよう。<sup>(11)</sup>第一は、一八七〇年代におけるド・マンやラ・トゥール・デュ・パンの指導のもとにできた「労働者事業団」(L'Oeuvre des cercles d'ouvriers)の設立であった。ド・マンもラ・トゥール・デュ・パンも「モナルシスト」であったが、工業化によってつくりだされた諸問題に教会が関心をもち、社会主義の挑戦に対決するように望んだ。「労働者事業団」は労働者階級が直接の関心をもっている様々な問題を追求する労働者による研究グループを下部にもっていた。この運動はパリ、北部、南東部において八〇年代に人気を博したが、九〇年代において社会主義が拡まるとともに勢力が衰えていった。

第二は、すでにたびたび指摘した一八九一年の「レールム・ノヴァールム」の回勅である。この有名な回勅は、その当時社会問題に関心を寄せていたイギリスのマニング(Manning)枢機卿、ドイツのマインツのウィルヘルム・エマヌエル・フォン・ケッテラー(Ketteler)司教、オーストリアのカール・フォン・フォーゲルザンク(Vogelsang)男爵らと、さきあげたフランスの「社会カトリシスム」の指導者の努力が影響をあたえた結果であったといっても過言ではない。この回勅で、レオ十三世は、労働者階級の困窮を憐れみ、教会だけがこの社会問題に効果的な解決をあたえるとしている。この回勅は、たとえば同時代のさまざまな謬説を批判する一八六四年の悪名高いピウス九世の「シラバス・エラーム」(Syllabus Errorum)と比較すればわかるよ

うに、当時の社会に対応しようとするカトリック側の熱意がしめされているといえよう。

第三は、九二年の「オ・ミリュール・デ・ソリシテュッド」である。「レールム・ノヴァールム」とならんで、この文章は、下部の若いカトリックの司祭やカトリック市民にとつて、民主主義の精神がヴァチカンに到達した証しとなるものだった。この運動の指導者としてはガイロー (Gayraud) 、ノーデ (Naudet) 、ガルニエ (Garnier) 、ディドン (Didon) 、タブリー (Dabry) 、そしてルミールの各司祭と、カトリック市民ではジョルジュ・ゴブヨ (Georges Goyau) 、ジャン・ブルネ (Jean Brunhes) 、レオン・アルメル (Léon Harmel) であった。彼らは第三共和制下で成年に達した若いすぐれた世代であり、王政復古などのような空想的な可能性には興味をもっていなかった。彼らは根っからの民主主義者であり、フランス革命の諸原則は教会にとつて利するはずだと信じていた。この点では彼らはド・マンやラ・トゥール・デュ・パンとは鋭く異なっていることになる。この「キリスト教民主主義者」はフランスのカトリック勢力の中では少数派であった。だが一八九〇年代の政治状況は彼らに活力と公共性をあたえる。そして「キリスト教民主主義」は七〇年代から「労働者事業団」が根をおろしていたフランス北部においてとくに強かった。ノール県においては、労働者と司祭たちによって「ノール民主連合」(Union démocratique du Nord) が一八九二年に結成され、同年、機関紙『ラ・デモクラシー・クレティエンヌ』(La Démocratie Chrétienne) がリールで刊行された。また、ノール県のすぐ隣のアルデンヌ (Ardennes) 県のヴァル・デ・ボワ (Val-des-Bois) では織物実業家でもあるレオン・アルメルが自分の工場に模範的な社会制度を樹立して、模範的な労働者に経営者と対等の発言権を認めていた。<sup>(12)</sup> さらに、すぐ近くのマルヌ (Marne) 県のランス (Reims) ではアルメルがのちに指導者となる社会問題研究の第一回の集まりが一八九一年に開かれ、それとは別に、「キリスト教民主主義者」の全国会

議が一八九三年にはじめて開かれた。<sup>(13)</sup>

このようにして、ルミールの選挙区アズブルック (Hazebrouck) 郡のあるノール県がいに「キリスト教民主主義」の絶好の環境であるか理解できてくるのであるが、このあたりで、ノール県とルミールのほうに視角を絞ってゆきながら順次みてゆくことにしようと思う。

- (1) Adrien Dansette, *Histoire religieuse de la France contemporaine*, Paris, 1951, éd. revue et corrigée, 1965, pp. 462-463.
- (2) David Shapiro, The Ralliement in the politics of the 1890's, in David Shapiro (ed.), *The Right in France: 1890-1919*, London, 1962, pp. 14-15.
- (3) A. Dansette, *op. cit.*, p. 561.
- (4) Alexander Sedgwick, *The Ralliement in French Politics: 1890-1898*, Cambridge, Massachusetts, 1965, p. 8.
- (5) J.-M. Mayeur, *op. cit.*, p. 198.
- (6) K. v. トーンネン (沢田昭夫訳) 『カトリシズム—教皇と近代世界』、平凡社、一九七三、六六頁。
- (7) François Goguel, Christian Democracy in France, in Mario Einaudi and F. Goguel, *Christian Democracy in Italy and France*, Notre Dame, Indiana, 1952, p. 110.
- (8) A. Dansette, *op. cit.*, p. 238-240.
- (9) *Ibid.*, p. 111.
- (10) A. Sedgwick, *op. cit.*, p. 69.
- (11) *Ibid.*, pp. 64-65.
- (12) Robert Talmay, *Le syndicalisme chrétien en France (1871-1930) : Difficultés et controverses*, Paris, 1965, pp. 38-39.
- (13) A. Sedgwick, *op. cit.*, p. 66.

## 第四節 ノール県の政治的クリマ

ノール県の政治的気候、クリマを分析するために、政治勢力を右から左へ通観してゆくことによって、全体像を浮かび上がらすべく努力してみよう。まず、ノール県における王党派 (royalistes) であるが、領主的あるいは貴族的王党派がきわめて弱かったことが重要である。領主貴族が不在だったのである。王党派の結集点になるところの、すなわち王党派の運動の永続性を保証し、好局面のときは発展の拠点となり、局面が悪化すれば避難所となる城 (Chateau) がほとんどなかったのである。ノール県の田舎部における王党派には、フランスの他の地方の田舎にはみられる伝統と君主制への忠誠をしめす古い館、古い家柄が確固として存在しなかつたのである。この領主貴族にかわつて王党派の勢力を形成していたのは活動的で戦闘的な独立した自由業者たちであつた。すなわち県下に存在する金利生活者や公証人や、とくに二つの中心都市ドゥエー (Douai) やリールに多かつた弁護士、辞職ないし免職された司法官、もと官吏、カトリック神学部の教授、ジャーナリストがそれであつた。君主制的解決にすべてを委ねていたから、これらの人たちは王党派としての主義と実践のために職業としての党派を結成していた。だが、彼らは王党主義を自分たちだけの存在に限つていて、同調者を広い層までに拡大しようとしなかつた。

ところで、経営者層はどうかといえ、ノール県の王党主義を一つの独特な主張として認めてはいた。リール郡の例をとると、ここでは王党派運動は独創的にかつ大衆的な特色をもつていたのだが、一〇三人の運動支持者のうち七六人が経営者であつた。彼らは主として繊維業に従事しており、地方の有数の経営者であ

った。だが、彼らは独立した自由業者たちが王党派にかかわるほどに確固として参加しているのではなかった。彼らの熱意は心情的なものと財政的なものに限られていた。彼らの物質的な利益追求と彼らの企業の方  
向は、彼らの支持する党派が当てにできるような柔軟さを持ちあわせていることを必要とした。したがって  
王党派の運動に全面的に関与するには、彼らの一定程度の理性が多く、留保をつけたのだった。しかも、  
ノール県の経営者層はフランスの保守政治からみてもユニークな特色をもっている。<sup>(2)</sup>ノール県の経営者層は  
どフランス的なブルジョアジーはないといえるからである。ノール県の経営者は財力と伝統というフラン  
ス・ブルジョアジーの特色を結びつけていた。<sup>(3)</sup>伝統というのがいかにもフランス的であるらしく思われる。  
十九世紀になってノール県は著しく経済成長をとげるが、その原因は鉱山業と繊維業である。鉱山業も八四  
年のアンザン(Anzin)における石炭労働者のストライキなどと関連して重要な分析対象であるが、より興味  
を引くのは、中規模経営で同族的経営を特色とする北部に発達した繊維業である。簡単に言うと、<sup>(4)</sup>鉱山業や  
冶金業の発達した地域は共和派が、繊維業地帯は保守派が支配していた。ここで、これに関連するノール県  
のデモグラフィックな特殊性を指摘しておく、人口五万人以上の都市に住んでいる割合は、一九五四年で  
すら、八分の一にみたないという事実がある。村落に住む人口が五〇%を割るのもやはり一九五四年以降で  
ある。このことは繊維業が農業人口が多いことと両立していたことをしめしている。

このことが一般に言われるような工業労働者とは違ったノール県独自の労働者の性格を特色づけていた。  
繊維工業労働者の間には二十世紀までカトリックの宗教的習慣があたりまえのものとして残っていたといわ  
れる。経営者層も、もちろんカトリックであった。この点は何でもないようであるが、十九世紀なかばのヨ  
ーロッパにおける経営者層がプロテスタントであったことを思い浮かべる時、はつきりとした相違となって



あらわれる。ノールの経営者層の理念は温情的な社会正義であり、これはカトリックの教えるところであったであろう。また、社会、宗教、工業経営はいずれも保守主義であり、経営形態も同族的なネットワークに基いていた。さらに、このことが、第三共和制の前期、十九世紀後半において、ノール県の経営者層が他のどの組織ももたなかった独特の政治的結合力をもっていたことを可能にした。<sup>(5)</sup> 同族的きずな、隣接関係、経営利益、あるいは同じカトリック教区というネットワークでつながったノール県の経営者層は彼らの経営と政治行動を同一線上に置いたのだった。

ノール県のカトリック聖職者たちは王党派だったのか。詳細なことはわからないが、彼らはただ一つのことと忠実であった。それは教会の擁護であった。彼らは共和主義者の思想傾向と立法化に対して反対の立場をとった。しかしアズブルック郡の郡長も言うように「選挙において、時たま候補者が共和派であっても、その候補者が教会に対して中立あるいは一部の司祭と協調しているなら、カトリックの支持を受けるに値する」。ノール県のカトリックの聖職者たちは教会の擁護が保証されれば、全体的には政治問題に興味をしめさず、他の何を措いても王党派を支持するということはなかった<sup>(6)</sup>のである。このことはルミールへの支持が強固であったことを裏づけている。

次に、ノール県の共和主義者あるいは急進主義者についてふれてみよう。これについてはすでに論じている<sup>(7)</sup>ので詳細はそれに譲りたい。要点は、ノール県の急進派は労働者からある程度のブルジョアまでかなり広範囲の支持者層をもっていた、ということである。そしてそれは「急進社会主義者」と「急進主義者」という二つの極をもつことに対応していた。「ラリマン」の時期における「急進主義者」の代表的人物はJ・B・トリストラン (J. B. Trystam) であろう。彼は上流の家庭に育ち、材木商として財をなし、ダンケルク第

一の名望家になった。議員になったのは六〇歳という晩年であったが、移り気なところがあるにせよ堅固な信念をもった共和主義者であった。トリストランは自分自身の刊行による新聞を持ち、弁護士、医者、教師、その他中小ブルジュアジーの階層を代表していた。彼の選挙における影響力は大きく「急進社会主義者」の票もさらってしまった。これとともに指摘しておきたいのは、ある程度ノール県労働者の政治的表現の役割をはたしていた「急進社会主義者」である。代表的人物はエミール・モロー (Ernie Moreau) がふさわしい。彼はルベールに労働者組織を作っただけでなく、「石炭労働者組合機構」を形成させた仲間のアルフレッド・ジール (Alfred Giard) とともに社会主義政党さえつくろうとした。<sup>(8)</sup> もっともこの試みはゲード派社会主義者のドグマチズムによって失敗する。このモローが、ブーランジュ事件における急進派の失敗ののち、「民主主義共和協会」を創立し、「急進社会主義者」を中心とする共和派の再結集をしたことは、<sup>(9)</sup> 右のほうからの「ラリマン」、左のほうから社会主義勢力の成長という政治的文脈から考えてまことに象徴的といえよう。つまりそれは左右の攻勢からの急進派の防禦を意味するからである。

最後に、労働者階層の問題であるが、ここでは労働者層の脱カトリックの問題と社会主義勢力の浸透の問題をとりあげてみよう。労働者層の脱カトリックといっても一様ではなく、そこに都市化の問題やそれぞれ<sup>(10)</sup>の工業発展の相違による問題が関連してくるわけである。以下にわたって地域的に主なものをみてゆこう。アヴェンヌ (Avesnes) 郡は冶金業をはじめとして各種の工業が発達してきたところであり、脱カトリック化が早くから進んできた。たとえば郡内のオルノワ (Auhoye) という町では、一八六五年にすでに人口の三十%しか復活祭の頃に聖体を授かることをしなかつたらしく、「信仰はほとんど消えた」といわれていた。人口統計的観点からいえば、早くから工業化されたこの郡の冶金業とかガラス製造業の労働者に対して、布教す

ることに失敗したといえるだろう。そのような郡だから、一八八九年にはアヴェンヌ郡の三議席はすべて「急進社会主義者」に奪われ、モデルの共和主義者さえ当選できなかった。<sup>(11)</sup>だが、カンブレ (Cambrai) 郡に面した地域は一八九三年以降さらにゲード派社会主義者がそれ以前のルールとならんで強力になってゆく。<sup>(12)</sup>では、ノール県西部のカンブレ郡はどうか。この地域は一八六六年までに村落が急速に人口密集の地域となってくる。その原因は多数の家族主義経営の繊維業に雇われた労働者たちだった。これらの織工たちは極度に貧しくたえず経済危機におびやかされていた。一八九〇年、救世主会士 (Redemptoristes) はルダン (Ledan) という村の労働者がいかに低賃金であるか記している。これらの織工たちは永いあいだの伝統的感情に支配されており、盲目的な信仰心を持っていた。極端な貧しさが規則正しく教会へ通うことを妨げたとしても、布教は大きな成功を得ていた。リニー (Ligny) という村を訪れた救世主会士は村で熱狂的な歓迎を受けたと一八七二年に記している。だが十九世紀末頃からの経済・社会変動はこれらの伝統感情に変化をあたえ、ある程度の脱カトリック化をもたらしてくる。これが社会主義者の成功につながり、革命的傾向と宗教的傾向が勢力を二分しあうような状況をあたかも先取りするような環境になる。バランシエンヌ (Valencienne) 郡の炭鉱労働者の場合は脱カトリック化は段階を踏むことになる。第二帝政下や第三共和制でも道德秩序 (Ordre moral) の政府が続いている時は炭鉱労働者たちは彼らが出身地で受けた宗教感情を持ち続けており布教は成功する。一八六三年、サンチネル (Sentinelle) の炭鉱では神父たちが坑道の中に入ってゆき、坑夫たちが大歓迎をしたと記されている。一八六〇〜七五年頃これらの地域では六〇%以上の人口が信仰告白をしていた。だが一八七六年から事態は悪化する。一八七八年アンザン (Anzin)、一八七九年バランシエンヌ郊外の鉱山労働者への布教活動は失敗だった。これは、ちょうど一八七六年と一八八一年の選

挙における地方レベルでも国レベルでも、共和派が勝利したことに関連している。年代的に言えば、この頃共和制はフランスで確立した。そしてこれは結社の自由が確立してきた過程につながっている。一八九〇年以降は、ノール県における鉱山労働者の脱カトリック化が、社会主義の浸透と自由思想の結社の拡大とあいまって、目立ちはじめたといえるのである。

さて、ノール県全体として、「トリマン」にどう対応したかのべておこう。さきにもべたように、労働者の脱カトリック化に対して、一八八四年には繊維業経営者カミーユ・フェロン・ブロー（Camille Féron Vrau）とフィッシュー（Fichaux）司祭が「ノール経営者カトリック協会」(Association Catholique des Patrons du Nord)を設立したが、どちらかといえは上からの対応であり、温情主義的であった。<sup>(22)</sup>にもかかわらず「トリマン」は教会に新しい思想を吹きこみ、これらの世代の司祭は一九〇〇年初期に「社会カトリシズム」とは異なつた「キリスト教民主主義者」として、この県で主導権をとることになる。<sup>(21)</sup>

- (1) Alain Bonafous, *Les royalistes du nord et le ralliement, Revue du Nord*, tome XLVII, n° 184, janvier-mars 1965, pp. 29-30.
- (2) Jean Lambert-Dansette et Joseph-Antoine Roy, *Origines et évolution d'une bourgeoisie: Le patronat textile du bassin illois (1789-1914), Revue du Nord*, tome XXXVII, n° 148, octobre-décembre 1955, p. 199.
- (3) Malcolm Anderson, *Conservative Politics in France*, London, 1974, p. 157-158.
- (4) Frederic H. Seager, *The Boulanger Affair: Political Crossroad of France 1886-1889*, New York, 1969, p. 122.
- (5) M. Anderson, *op. cit.*, pp. 158-159.
- (6) A. Bonafous, *op. cit.*, pp. 30-31.

- (7) 参照'第三章'七二—九九頁。
- (8) Robert Vandebussche, Aspects de l'histoire politique du radicalisme dans le département du Nord (1870-1905), *Revue du Nord*, tome XLVII, n° 185, avril-juin 1965, pp. 232-233.
- (9) *Ibid.*, p. 239.
- (10) Yves-Marie Hilaire, Les ouvriers de la région du Nord devant l'église catholique (XIX<sup>e</sup> et XX<sup>e</sup> siècles), *Le Mouvement Social*, octobre-décembre 1966, pp. 184-187.
- (11) Claude Willard. *Les Guesdistes: Le mouvement socialiste en France (1893-1905)*, Paris, 1965, p. 223.
- (12) R. Vandebussche, *op. cit.*, p. 239.
- (13) Y.-M. Hilaire, *op. cit.*, p. 192.
- (14) *Ibid.*, p. 194.

### 第五節 アベ・ルミール論

ルミールを論ずる前に、ルミールの略歴が必要である。簡単にのべてみよう。彼は一八五三年四月二十三日、ノール県のアズブルック近くのヴェュー・ベルケン (Vieux-Berquin) という人口三千人くらいの町で生まれた。代々の農家で彼の父は中流程度の小作人だった。町の学校を出たあと高等教育をアズブルックの一般市民の教育もする聖フランソワ小神学校で受け、一八七二年八月、大学入学資格を取得した。聖フランソワ在学時代に、彼はのちにこの地方の町村会議員になるような市民を、多数友人にもつことができた。カンブレ (Cambrai) の神学校に入学し、一八七八年、司祭 (prêtre) の資格を得た。ルミール二十五歳である。一八七八年から、選挙に立候補する九三年まで、十五年間、彼は母校の聖フランソワ小神学校で教育に携わる。

初めは哲学を教えていたがのちにギリシャ語、ラテン語、フランス文法、修辭学まで教えるようになる。彼がのちに議員として雄弁であり、かつ教育問題に熱心だったのはこの時期の経験によるのである。この時期の彼の思想は、簡単に言えないが、神学的なものに深入りするというより社会とか労働者といった現実に眼を向けていたようである。これは彼が教育を通じて労働者階級と接触できたことが大きく作用した。そしてその頃の中央の政情は共和制が確固とした地歩を固めつつあったが、彼は「レジテイミスムソシヤル社会的正統王朝主義」(legitimisme social) といったものであった。彼は「労働者事業団」のことを知っており、アルベール・ド・マンを「労働者階級の英雄的な擁護者」として深く尊敬していた。第二節でのべたことを想起しつつ若き日のルミールの思想を考えると、彼はウルトラモンタンの系譜に属し、反革命(共和制打倒)のテーゼに賛成し、自由主義に敵対した。<sup>(1)</sup>

その後、ルミールは、自由主義を採用したといえる「キリスト教民主主義者」に変わってゆくが、彼がどのように転身していくかは、彼の思想遍歴において重要なテーマであるが困難な問題でもあるので、ここでは、彼の転身の契機となったと思われる出来事を列挙しておこう。第一に、一八八三年四月七日のルイ・ヴェイヨール(Louis Veillot)の死である。第二節でのべたウルトラモンタニストの系譜に位置するもつとも重要な論客であった。第二に、三か月遅れてシャンポール伯が病死した。これは「レジテイミスト」の希望の象徴であり忠誠の対象であった人物を失なってしまったことであった。第三に、その影響もあって、八四年一月二十一日には、恒例のルイ十六世をしのぶ贖罪ミサははじめて行われなかった。以上のような諸事件が、日々の現実とあいともなつて、ルミールに影響をあたえなかつたとは考えられない。ルミールはその頃の手紙でこう書いていた。「共和制そのものは一般的にいいことである。だが現在のわれわれの共和制は束

の間の歪曲でしかない。」<sup>(2)</sup>これはさききのべた(一四八頁)ド・マンの、形式は受けいれるが、実体は変える、という考えとある意味では正反対になる。

それはさておき、ルミールは現実の政治の場に出てゆく。一八九三年、アズブルック第一区で「キリスト教民主主義者」として立候補する。そして第二回投票で共和派のウツテル(Outers)を六七五四票対五六六〇票で破り当選した。一八九七年に「一すみの土地と二戸の家庭連盟」を創設し、同年「全国キリスト教民主主義」書記長となる。一九〇三年には「労働者に庭を協会」の会長となる。これらはカトリックの立場に立ちつつ社会問題に積極的にとり組んだものであった。また、そのことが支持基盤を拡大していった。以後三十五年間連続八期国会議員を勤め、一九二八年三月七日死亡する。

ルミールの生涯を一言で言うならば、「キリスト教民主主義者」であり、政教分離法案に賛成した<sup>(3)</sup>ことでもわかるように共和主義を理解する人間であり、また社会問題を通して社会主義者に好感をもち家庭と土地への回帰という意味ではカトリックの原点にたつた思想家、さらに教育者のちに政治家として不信心者にも心を開いた司祭であったといえようか。司祭プレイトル・デモクラット民主主義者であり、よい意味での政治家であった。

ではなぜルミールという人物を取り上げるのかというと、それは彼一人の人物の歴史であるだけでなく一つの時代の理解に役立つからである。ルミールがはじめて司祭の資格を得た一八七八年は「誤謬表」で悪名高いピウス九世が亡くなり、フランス第三共和制は共和主義者の手中に入った時であった。ちょうど五十年後、ルミールが死んだ年には、教皇レオ十三世をへてピウス十一世であったが、フランス第三共和制は政教分離の事業を最終的に終えたところであった。と同時に急進派が落ち目になってきた頃であった。彼の生涯はカトリック勢力が急激な変遷をとげた時代であった。この時代のなかで、ルミールは孤立したかもしれな

い。しかし「孤立することによって、一つの象徴となりえた」<sup>(4)</sup>。

ルミールにとって重要なのは彼が「キリスト教民主主義者」であり、「キリスト教民主主義者」にとって重要なのは社会問題であった。ルミールが生きていた時代は社会主義あるいは労働運動が民衆を引きつけつつあり、逆に民衆は教会から遠ざかりつつあった。ルミールは、「キリスト教民主主義者」の仲間と同じように、教会と民衆の和解を夢にみた。また現代社会の必須の「自由」もまた支持した。彼は社会問題を解決するという意味での「社会カトリシズム」と、自由の問題をとりいれるという意味での「自由カトリシズム」を結合させたのだ、といっても過言ではない。とはいえ彼はラムネーではなくサンニエでもなかった。彼は「キリスト教民主主義」運動の思想家ではなかった。<sup>(5)</sup> 彼はそれにしてはあまりにアーズブルックの名望家議員でありすぎたのだ。議員として精力的な活動をやり、まさに名望家であったが、それは、「キリスト教民主主義」が多数派になった、という意味ではなかったのである。

(1) Jean-Marie Mayeur, *Un prêtre démocrate l'abbé Lemire 1853-1918*, Tournai, Belgique, 1968, pp. 14-42.

(2) *Ibid.*, pp. 44-45.

(3) Georges Weil, *Histoire du mouvement social en France: 1852-1925*, 3<sup>e</sup> éd., Paris, 1924, p. 418.

(4) J.-M. Mayeur, *op. cit.*, p. 605.

(5) *Ibid.*, p. 608.



第六節 おわりに

十九世紀末フランス政治史の問題は解明しにくい問題が山積しているように思われる。本稿で取りあげた「ラリマン」ないし「キリスト教民主主義」の問題もそのうちの重要なものである。「キリスト教民主主義」についていえば、やがて来るローマ教皇の反動化政策によって潰されてしまう。しかし、その思想は、戦後のM・R・Pによって再び想起されたことでもわかるように解決済みのもものでは決してなかった。当時の「キリスト教民主主義」はそれなりに十九世紀において伝統の革新をはかるものであった。また、「ラリマン」についていえば、これは誤解を恐れずにいえばカトリックあるいはフランス右翼の問題ですべき問題ではない。そこにはそれなりの十九世紀から今世紀への政治社会構造の転換が、反映されているし、動因ともなった。「ラリマン」の時期は自由主義の没落と社会主義の胎動と重なる。フランス政治史により即してみると、ブーランジェ事件のあと、ドレフュス事件のまえであった。ルミールを取りあげた意図も以上のような問題意識からであった。